

産業医の職場巡視、産業医への情報提供関係の改正する省令等の解説

1. 産業医の職場巡視頻度の変更関係

- ①産業医の意見を踏まえ、衛生委員会で検討し、決定する。
- ②月1回を2回に変更する期間を定め、期間終了ごとに①を行う。
- ③産業医に次の情報提供が月1回以上あること。

情報1；週1回以上の衛生管理者の巡視結果

衛生管理者の氏名 巡視日時 巡視場所 設備、作業方法、衛生状態に有害な恐れがある内容、講じた措置内容 その他参考になること

情報2；安衛委員会で検討した健康障害の防止、健康保持増進に必要な情報の提供

必要な情報とは

- ・面接指導対象者以外で配慮が必要と思われる者の氏名、労働時間
- ・新規の化学物質・設備 新規の作業
- ・休業者状況

情報3；法定労働時間（週40時間）を超えた労働時間が月100時間を超えた従業員の氏名、超えた労働時間の情報提供

- ④次の場合は巡視頻度の変更規程は適用できない
 - ・週1回以上の衛生管理者の巡視がされていない
 - ・月1回以上の産業医巡視がされていない
 - ・月1回以上の産業医への情報提供が無い
 - ・産業医への情報提供に必要な情報が含まれない

2. 長時間労働者の情報提供関係

- ①時間算定した時、100時間超のものがいた場合、その都度産業医に報告する
氏名 超過時間 超過理由 過去の時間外労働状況等
- ②超えた者がいない場合も報告する

3. 医師の意見聴取関係（特殊健康診断も同様）

- ①医師から関係情報の提供を求められたときに提供する
- ②関係情報とは作業内容、作業環境、作業時間、作業負荷状況、深夜業の回数、ばく露状態、保護具の使用状態、環境対策設備の使用状態など
- ③特殊健康診断後の意見聴取については当該有害業務以外の業務の含め②の報告をする